

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、既存のブロック塀等の除却工事をする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、山北町補助金交付規則(昭和62年山北町規則第15号)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造り、石造り、レンガ造り、その他組造りによる塀及び門柱であつて、地震等により倒壊するおそれのあるものとして町長が危険と判断したものをいう。
- (2) 避難路等 町内にある小学校及び中学校への登下校のため児童及び生徒が利用する通り抜けができる道路並びに緊急輸送道路をいう。

(補助対象工事)

第3条 補助の対象は、次に該当するブロック塀等の除却工事とする。

- (1) 道路面からの高さが1メートル以上(ブロック塀等の下に基礎や擁壁がある場合は0.6メートル以上)のもので、避難路等に直接面するもの
- (2) その他町長が除却の必要があると認めたもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができるのは、町内において避難路等に面するブロック塀等を所有し、又は管理する者とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

- (1) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体
- (2) 過去にこの要綱に基づき補助金の交付を受けた者

(適用除外)

第5条 次のいずれかに該当する工事については、この要綱の規定は適用しない。

- (1) 販売を目的として行う整地や解体に伴いブロック塀等を除却する工事
- (2) 山北町狭あい道路拡幅整備要綱により行うブロック塀等を除却する工事
- (3) 都市計画法第29条に規定する開発行為に伴いブロック塀等を除却する工事

(補助金額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、ブロック塀等の除却工事に要する経費の2分の1までとし、30万円を上限とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

(事前協議)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ町長と協議するものとする。

(交付の申請)

第8条 申請者は、工事に着手する前に、山北町ブロック塀等除却費補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類(申請者がブロック塀等の所有者と異なる場合には、ブロック塀等の所有者の同意書(第2号様式))を添えて町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第9条 町長は、前条の申請書が提出されたとき、内容を審査し、その適否を決定し、山北町ブロック塀等除却費補助金交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(工事の着手)

第10条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、速やかにブロック塀等の除却工事に着手するものとする。

(交付申請の変更及び取下げ)

第11条 交付対象者は、当該交付決定を受けた後において、交付申請の変更及び取下げをする場合は、山北町ブロック塀等除却費補助金交付変更・取下申請書(様式第4号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付申請の変更及び取消しの決定)

第12条 町長は、前条の申請書が提出されたとき、内容を審査し、その適否を決定し、山北町ブロック塀等除却費補助金交付決定変更・取消し通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(中間状況報告等)

第13条 町長は、ブロック塀等の除却工事の実施について必要があると認めるときは、交付対象者から報告を求め、又はその現場に立ち入り、その状況を確認することができる。

(完了報告)

第14条 交付対象者は、ブロック塀等の除却工事完了後、速やかに山北町ブロック塀等除却費補助金完了報告書(様式第6号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第15条 町長は、前条の完了報告を受け、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、山北町ブロック塀等除却費補助金額確定通知書(様式第7号)により交付対象者に通知するものとする。
(補助金の請求等)

第16条 前条の確定通知書を受けた交付対象者は、通知を受けた日から10日以内に山北町ブロック塀等除却費補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。
(補助金の返還)

第17条 町長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) この要綱に違反したとき。
- (その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

※ 申請者がブロック塀等の管理者の場合のみ、ブロック塀等の所有者の同意書が必要となります。

様式第2号(第8条関係)

ブロック塀等の所有者の同意書

年 月 日

管理者 住 所 _____

氏 名 _____ 様

所有者 住 所 _____

ふりがな

氏 名 _____ 印

電 話 () _____

私は、私が所有する次のブロック塀等に関して、次の行為を行うことについて同意します。

- ・ブロック塀等を撤去すること。
- ・管理者が山北町ブロック塀等除却費補助金の申請を行うこと。
- ・管理者が当該補助金の交付決定を受けること。

ブロック塀等の申請場所 山北町 _____

様式第 3 号（第 9 条関係）

山北町ブロック塀等除却費補助金交付決定通知書

第 号

年 月 日

様

山北町長 印

年 月 日付け、山北町ブロック塀等除却費補助金交付申請書については、次のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分	☐ 補助金を交付する ☐ 補助金を交付しない
補 助 事 業 等 の 名 称	山北町ブロック塀等除却費補助金
交 付 決 定 額	円
交付しない理由	

様式第 4 号（第 11 条関係）

山北町ブロック塀除却費補助金交付変更・取下げ申請書

年 月 日

山北町長 様

申請者

住 所 _____
ふりがな _____
氏 名 _____ 印

山北町ブロック塀等除却費補助金交付要綱第 11 条の規定により、補助金交付申請を変更・取下げしたいので次のとおり申請します。

変 更 ・ 中 止 の 区 分	☐ 変 更 ☐ 中 止
変 更 ・ 中 止 の 理 由	
変 更 の 内 容	
変 更 後 の 補 助 金 対 象 額	円（税抜）

- 関係書類（１）変更内容がわかる図面
（２）変更に係る工事見積書の写し（施工業者の名称、所在地、電話番号の記載及び捺印のあるものに限る。）

様式第 5 号（12 条関係）

山北町ブロック塀等除却費補助金交付決定変更・取消し通知書

第 号

年 月 日

様

山北町長 印

年 月 日付け、第 号で交付決定した山北町ブロック塀等除却費補助金に係る交付決定の内容を次のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分	☐ 変更を承認する ☐ 変更を承認しない
	☐ 取消し
決 定 の 理 由 (変更を承認する場合は除く)	

様式第 6 号（第 14 条関係）

山北町ブロック塀等除却費補助金完了報告書

年 月 日

山北町長 様

申請者

住 所 _____
ふりがな _____
氏 名 _____ ㊞

年 月 日付け、第 号で補助金の交付決定を受けた工事が完了したので、山北町ブロック塀等除却費補助金交付要綱第 14 条の規定により、次のとおり報告します。

申 請 者	山北町
完 了 日	年 月 日
工 事 施 工 者	住所 名称
補 助 対 象 工 事 費	円（税抜）
交 付 決 定 額	円
関 係 書 類	☐領収書の写し ☐費用の内訳が確認できるもの ☐カラー写真（施工中及び施工後） ☐その他必要と認めるもの

様式第 7 号（第 15 条関係）

山北町ブロック塀等除却費補助金額確定通知書

第 号

年 月 日

様

山北町長 印

山北町ブロック塀等除却費補助金交付要綱第15条の規定により、次の
とおり通知します。

交 付 決 定 番 号	第 号 年 月 日
補 助 事 業 等 の 名 称	山北町ブロック塀等除却費補助金
補 助 金 確 定 額	円

第 8 号様式（第 16 条関係）

山北町ブロック塀等除却費補助金交付請求

年 月 日

山北町長 様

申請者

住 所 _____
ふりがな _____
氏 名 _____ ㊞

山北町ブロック塀等除却費補助金交付要綱第 16 条の規定により、次のとおり請求します。

補 助 金 の 名 称	山北町ブロック塀等除却費補助金
交 付 決 定 額	円
請 求 額	円

【振込口座】

フリガナ			
口座名義人			
金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	